

令和 2 年 6 月 2 2 日
昭島市教育委員会

学校施設（校庭・体育館）を団体利用されるみなさまへ

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除されたことにより、緊急事態措置の維持及び緩和に関する方針が国及び東京都から示されました。当施設を再開するにあたり、利用者の皆様の感染防止策として、この方針に基づき下記の利用ルールを設けました。

利用者の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、学校は児童・生徒の学習生活の場であることから、児童・生徒の安全のため、利用ルールに基づく感染防止対策の徹底についてご協力をお願いします。

なお、今後の感染状況及び国・都の指示等により、再度の利用中止や利用ルールについても見直す可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

<利用者及び利用内容の制限>

1	市内団体の登録を行っている団体に限る
2	以下のいずれかに当てはまる方の利用はお断りします ① 本人や同居家族に発熱や体調不良などの症状がある方 ② 本人や同居家族が、2週間以内に海外に行った方 ③ 2週間以内に、新型コロナウイルスに感染している、もしくは感染が疑われる症状のある方と接触した方
3	市外団体を招いての大会及び練習会等を行わないこと

<利用の際に実施していただくこと>

1	人を密集させない（2メートル程度の距離を保つ）配置とすること
2	参加者の競技時間以外でのマスク着用を徹底すること
3	間近での会話や発声を控えること
4	水分補給以外の飲食はしないこと
5	こまめな石鹸による手洗いやアルコール消毒の徹底を行うこと
6	利用者名簿（住所・氏名・連絡先）を作成し、最低1月以上保管すること
7	更衣室利用の際には、密な状態にならないよう人数制限をしながら利用すること
8	握手・ハイタッチは行わないこと
9	大声での発声や応援を行わないこと
10	施設利用時の参加人数をできる限り縮小すること
11	施設利用後は、使用した用具、トイレ等の消毒を行うこと

上記の条件を満たせない場合は、ご利用をお断りさせていただきます。